

議案第70号

日進市公共用物管理条例の一部改正について

日進市公共用物管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じて使用料の額を改定するため、日進市公共用物管理条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 別表第1の使用料の額を改める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市公共用物管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

日進市公共用物管理条例(昭和61年日進町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条関係)				別表第1(第7条関係)			
使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)	使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)
電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,100	電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	840
	第2種電柱	1本1年につき	1,600	第2種電柱	1本1年につき	1,300	
	第3種電柱	1本1年につき	2,200	第3種電柱	1本1年につき	1,700	
	第1種電話柱	1本1年につき	940	第1種電話柱	1本1年につき	750	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	第2種電話柱	1本1年につき	1,200	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100	第3種電話柱	1本1年につき	1,700	
	その他の柱類	1本1年につき	94	その他の柱類	1本1年につき	75	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8	
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920	路上に設ける変圧器	1個1年につき	740	
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	570	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	450	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500	

	郵便差出箱		1個1年につき	790		郵便差し出し箱		1個1年につき	630
	略					略			
	その他のもの		使用面積 1平方メートル1年につき	1,900		その他のもの		使用面積 1平方メートル1年につき	1,500
地下埋設物を設置する場合	水道法(昭和32年法律第177号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づくもの その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40	地下埋設物を設置する場合	水道法(昭和32年法律第177号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づくもの その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	32
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	68

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
略			

備考

1～5 略

6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>90</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>140</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>320</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>450</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>900</u>
略			

備考

1～5 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。